(第57条第3項)

改正 平成21年2月13日 令和7年4月1日

## 審査基準

## 令和7年4月1日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 57 条第 3 項
処分の概要	制限外積載の許可
原権者(委 任先)	警察署長又は交通部高速道路交通警察隊長
法令の定め	道路交通法第 58 条 (制限外許可証の交付等) 道路交通法施行令第 24 条 (制限外許可の条件) 道路交通法施行規則第 8 条 (制限外許可証の様式等)
審査基準	別紙参照
標準処理期間	5 日
申請先	当該車両の出発地を管轄する警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課 を含む。)又は交通部高速道路交通警察隊
問い合わせ 先	申請先となる警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)又は 交通部高速道路交通警察隊

## 別紙

[別紙参照]